

## 株券等の振替手数料に関する改正要綱

平成 17 年 1 月 28 日  
株券保管振替機構

### 趣旨

当機構は、従来から、保管振替事業の運営において財務上収支均衡を基本とし、その下で、参加者から当機構のインフラ利用に対する費用負担（各種手数料負担）をいただくにあたり、株券に係るものについては、株数(単位数)を基準とした料率体系としている。

当機構の事業開始から十余年が経過し、証券保管振替制度の利用が大幅に進展してきた中、1株あたり純資産額規制の廃止等に係る商法改正(平成13年10月)以降の株式分割等の活発化といった環境変化も相俟って、各種手数料のうち、特に、振替手数料については、現行の株数基準から振替処理に係る件数基準に移行することが課題として位置付けられてきた(注1)。

そこで、以下に掲げる趣旨により、株券等に係る振替手数料について、件数を基準とした体系に改正し、後記 1. の基本的な考え方に沿って所要の措置を講ずるものとする。

現行の株数基準については、昨今の大幅な株式分割・単元のくくり直しが多く行われている状況から見ると、現行基準についての抜本的な見直しが必要と考えられる。

株券等保管振替制度における当機構の提供サービスのうち、預託、交付及び保管に係るものについては券面処理を伴う一方、振替に係るものについては保振制度内の口座処理を中心とするもの(口座振替システムの利用)となっている。このため、振替に係る手数料については、その処理件数に応じたものとするのが、参加者の当機構の運営に係る費用負担の方法として応分と考えられる。

株券電子化以降の手数料体系は、券面処理を伴わない他の振替制度対象(短期社債等)と同様、全般的に各サービスの処理件数を基準とすることが主軸となると考えられる中で、現時点から振替手数料について件数基準とすることは、株券電子化以降においても有用と考えられる。他方、振替手数料の件数基準への移行は参加者の負担に少なからず影響があるため、株券電子化前から段階的に移行していくことが、手数料負担に係る激変緩和の観点からも必要と考えられる。

・株券等：当機構が保管振替事業において取り扱う株券、新株予約権付社債券、投資信託の受益証券、投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券

海外の主なCSD（証券集中保管機関）における振替手数料は件数基準となっており、当機構においても件数基準に移行することにより、国際的市場としての我が国証券市場における決済インフラの利用に対する費用負担に係る体制整備に資すると考えられる。

(注1)

証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループの報告書「預託推進と証券決済業務の効率化等に向けた実務上の検討課題」(平成13年6月21日)において、「手数料体系の見直しの一環として、『振替手数料体系に件数ベース基準の要素の導入』を検討する」との提言がなされた。

当機構取締役会(平成15年2月28日「手数料見直しの基本方針について」)において、「振替手数料に関し現行の株数(単位数)基準から件数基準に改めることを基本として見直しを行い、一般振替DVP導入等の状況を見極める必要もあるため、平成17年4月における新たな手数料体系の導入を目途として検討を進め、また、その際、参加者の負担状況に鑑みた所要の経過措置を設けることについても十分留意する」との方針が出された。

## 概要

### 1. 料率体系策定に係る基本的な考え方

- (1) 件数基準の料率体系として、振替処理1件毎の課金を基準とした枠組みを基本とする。
- (2) ただし、新体系(件数基準)による手数料額が現行体系(株数基準)との比較で過度に大幅な変化とならないよう、料率体系における工夫(軽減料率)を組み入れ、さらに、件数基準への円滑な移行に資するため、段階的な負担方法(概ね株券電子化までの間を対象とした経過措置)を講ずる。
- (3) 当機構の財務運営(収支均衡を基本)における振替手数料の位置付け(収入全体の過半を占める中核項目)を踏まえ、料率設定については、現行体系による収入規模を目途としつつ、中期的な収支への影響等を考慮したものとする。

## 2. 料率体系

### (1) 株券

一般振替

1 件につき X 円

ただし、当月の月間合計件数のうち、

(a) 1 日あたり 6,000 件に月間業務日数（当月の当機構の業務取扱日数をいう。）を乗じて得た数を超える部分、

(b) 1 日あたり 300 件に月間業務日数を乗じて得た数以下の部分、

(c) 単元未満振替（振替 1 件における振替株数が当該株券の 1 単元の株式の数を下回る場合の振替をいう。）に係る振替件数の部分（ただし、(a) 又は (b) に含まれないものに限る。）

については、それぞれ、1 件につき 0.5X 円

区分口座間振替

1 件につき 0.25X 円

取引所取引決済振替

1 件につき 0.5X 円

ただし、当月の月間合計件数のうち、

(a) 1 日あたり 4,000 件に月間業務日数を乗じて得た数を超える部分、

(b) 1 日あたり 300 件に月間業務日数を乗じて得た数以下の部分

については、それぞれ、1 件につき 0.25X 円

### (2) 新株予約権付社債券、投資信託の受益証券、投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券

一般振替

1 件につき X 円

区分口座間振替

1 件につき 0.25X 円

取引所取引決済振替

1 件につき 0.5X 円

なお、上記(1)及び(2)に関し、1 件あたりの料率（X 円等）については 2 月を目途に、別途策定するものとする。

・振替手数料額は、月次にて算出する。

・取引所取引決済振替に係る振替手数料額については、当該振替において渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となる参加者毎に左記料率を適用して算出した額の合計額とする(注 2)。

・今年度実績（16.5.17～12.30）を基にした試算上、X は 215 と

想定。

(注2) 上記各振替に係る課金対象

- ・一般振替(株)日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)の清算対象取引の決済に係る振替を除く、他の参加者口座への振替をいう。)については、各振替における渡方及び受方となる参加者(一般振替 DVP においては渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者)に対し、渡方1件、受方1件(一般振替 DVP においては渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者に係る振替の渡方1件、受方1件)につき、課金する。
- ・区分口座間振替(同一参加者の区分口座間の振替をいう。)については、当該振替を行った参加者に対し、渡方1件、受方1件につき、課金する。
- ・取引所取引決済振替(JSCCの清算対象取引の決済に係る振替をいう。)については、JSCC に対し、渡方現物清算参加者口座から JSCC 口座(JSCCの参加者口座(決済口)をいう。)及び JSCC 口座から受方現物清算参加者口座に係るそれぞれの振替における渡方1件、受方1件につき、課金する。

### 3. その他(留意事項)

株券電子化以降の振替手数料については、件数基準を体系の基本として、別途、あらためて検討を行うものとする。その際、参加者の手数料負担における定額的な要素(インフラ利用に係る費用の均等負担としての基本料)及び提供サービス項目に分化した手数料の導入についても、手数料全般に係る見直しの中で、所要の検討を行うものとする。

なお、株券電子化までの間においても、軽減料率の適用対象件数に関する設定水準等について、振替件数の実状と当機構の財務状況を踏まえつつ、可能な範囲で随時、見直しの検討を行うものとする。

#### 改正時期(予定)

本改正は、平成17年4月1日から実施し、17年4月振替分(17年5月請求分)から適用する。

ただし、株券等に係る振替手数料額については、平成17年4月から21(2009)年3月までの間(振替分ベース)にあっては、上記2.(1)及び(2)に掲げる有価証券毎に、以下の経過措置を適用して算出した額とし、

新体系への完全移行は、21年4月振替分からとする。

【経過措置】

平成17年4月から21年3月までの間における振替手数料額は、当月の振替分に対する、現行体系による算出額（A）と、新体系（件数基準）による算出額（B）を比較し、その増加差額（BがAを上回る場合の当該差額）又は減少差額（BがAを下回る場合の当該差額）に一定割合（当該期間の各年度毎に設定）を乗じた額を、現行体系による算出額に加算又は減算した額とする。

上記一定割合については、平成17年度（17年4月振替分から18年3月振替分）は0.2、18年度（18年4月振替分から19年3月振替分）は0.4、19年度（19年4月振替分から20年3月振替分）は0.6、20年度（20年4月振替分から21年3月振替分）は0.8とする。

なお、取引所取引決済振替分については、当該振替における渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者に係る課金対象に関し参加者毎に計算し、その合計額として算出した額をJSCCへの請求額とする。

〔例1〕経過措置適用1年目（平成17年度）において、一般振替分及び区分口座間分に係る新体系による算出額が700千円、同様に現行体系による算出額が500千円であった月の支払額

$$500 \text{ 千円} + (700 - 500) \times 0.2 = 540 \text{ 千円}$$

〔例2〕経過措置適用3年目（平成19年度）において、一般振替分及び区分口座間分に係る新体系による算出額が6,000千円、同様に現行体系による算出額が10,000千円であった月の支払額

$$10,000 \text{ 千円} - (10,000 - 6,000) \times 0.6 = 7,600 \text{ 千円}$$

- ・新体系による負担の影響（現行体系比での増加又は減少の額）を毎年度2割ずつ加味したもとのとする。
- ・一般振替分及び区分口座間振替分については、それらの合計分に関し、支払額を算出する。
- ・取引所取引決済振替分については、左記のとおり請求額を算出した上で、現行どおり、当機構からJSCCへ一括請求する。

以 上